

農業委員会の活動や農業・農地に関する情報をお届けします

農委 きくがわ だより

vol.21

2023 November

発行 / 菊川市農業委員会



菊川市農業委員会が新体制になりました!

任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。
どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会はこんな仕事をしています。

農業委員会は
地域の「世話役」です。
農地の売買・貸借など
農家の相談相手

認定農業者などへの
農地の利用集積、
経営改善の支援

農業者年金の加入と
受給手続きの
お手伝い

優良農地の確保、
農地情報などの
管理

農業委員・農地利用最適化推進委員 を紹介します。

農業委員の改選に伴い、新しい16人の農業委員と18人の農地利用最適化推進委員が決まりました。なお、互選により会長に落合文夫氏、職務代理者に赤堀直樹氏が選出されました。

※農業委員会は、農地に関する行政委員会であり、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを行っています。

【農業委員】…主に農地の売買(農地法3条)や農地転用(同法4・5条)に関するを行います。

西方地区



小澤
吉平

西方・堀之内全域

加茂地区



八木
勝彦

加茂全域

内田地区



鈴木
達男

内田全域

横地地区



川中
達也

横地全域

六郷地区



鈴木
勝

神尾、牛淵、
牧之原上、牧之原下



原田
佳子

下本所、下半済、仲島、小出、島

会長
落合
文夫



打上、上本所

河城地区



堀
三千代

上倉沢、下倉沢、六本松、友田

河城地区



雲母
典夫

潮海寺、和田、柳町、吉沢、
沢水加、東富田、西富田



松村
実

市内全域

平川地区



黒田
敏明

平川全域

嶺田地区



山内
一宏

嶺田全域

小笠南地区



松下
均

南町、高橋口、山西、
高橋中、原磯部



曾根
一三

河東西、河東中、東河東、
南ニュータウン

小笠東地区



森下
雅也

川東、川中、川西、三協、
棚草、赤土上、赤土下



職務
代理者
赤堀
直樹

丹野、古谷、布引原

【農地利用最適化推進委員】…主に利用権設定(農地の賃借)や遊休農地対策を行います。

西方地区



高橋 良和
西方・堀之内全域

加茂地区



八木 克典
加茂全域

内田地区



長谷川 正之
下内田(稲荷部、高田、段平尾)、
月岡、中内田(杉森、政所)



塚本 佳子
中内田(西平尾、東平尾、森、
御門)、平尾

横地地区



福嶋 保
東横地、西横地、土橋、
奈良野、三沢

六郷地区



落合 岐良
半済(下半済自治会の区域を除く)、
本所、朝日、青葉台、仲島



大林 秀
半済(下半済自治会の区域)、
小出、神尾



村松 良一
牛淵、小沢、牧之原

河城地区



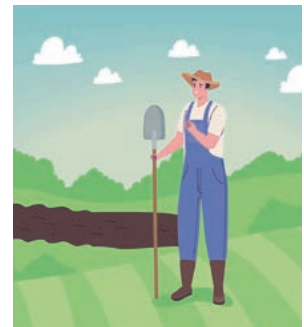
山田 益夫
吉沢、沢水加、和田



浅井 孝悦
富田、潮海寺、柳



岩崎 稔
倉沢、友田



平川地区



縣 義明
平川全域

嶺田地区



池本 和彦
嶺田、堂山新田、大石

小笠南地区



太田 隆樹
高橋全域



曾根 秀夫
河東全域

小笠東地区



鈴木 吾朗
川上
(布引原自治会の区域を除く)



増田 定之
丹野、古谷、赤土・川上
(布引原自治会の区域)



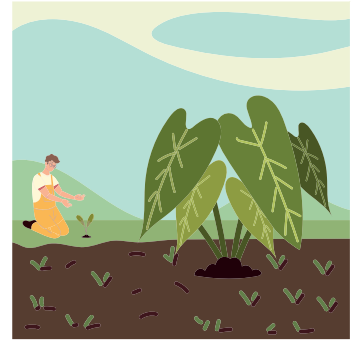
守屋 初男
赤土(布引原自治会の区域を除く)、
棚草、猿渡、目木

地域の農業委員、
農地利用最適化
推進委員に
ご相談ください!



●退任された農業委員・推進委員の皆様を紹介します。農業委員・農地利用最適化推進委員としての活動にご尽力いただき、ありがとうございました。
【農業委員】・杉本 敏秀委員・永井 和美委員・高塚 晴彦委員・赤堀 富洋委員・坪井 正守委員・大石 憲司委員・下嶋 敏委員・松下 昇委員・森下 兼雄委員・橋本 輝夫会長 【農地利用最適化推進委員】・山下 哲由委員・山本 定孝委員・野中 康生委員・小田 行博委員・村松 春三委員・村松 哲次委員・黒田 康夫委員・袴田 正司委員・松下 栄一委員・村松 幹夫委員・宮城 直美委員

耕作目的による農地取得の 下限面積要件が廃止されました



農地法第3条許可による農地の取得および権利設定をするには、農業委員会の許可が必要です。

令和5年4月1日から農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたっての要件の一つ「下限面積要件」が廃止されました。これに伴い、菊川市で設定している下限面積（50a）も廃止することとなります。

高齢化が加速する中、農業従事者の数は減少する一方であり、遊休農地の解消や、効率的に農業を発展させていくため、多様な人材に農業へ従事いただく施策の一つとして、実施されるものです。

なお、下限面積以外の農地の権利取得に必要な要件については継続となります。

廃止された要件

許可後の
耕作面積が
50a以上である

継続される要件

農地を適正に
管理している

農作業に常時
従事している

周辺農地との
調和がとれる

※農業経験がない方は農地を取得する前に借りることをおすすめします。

※農地の売買をお考えの方は事前に農業委員会事務局にご相談ください。

農地の転用には許可が必要です

農地転用とは・・・

農地を耕作以外（住宅、駐車場、資材置場等）の目的で使用することです。転用するには、原則として農業委員会の許可が必要です。許可後に転用目的を変更する場合は、計画変更申請が必要です。

また、一時的に農地以外に利用する場合（工事で必要な資材置場や現場事務所など）も許可が必要となります。利用後は、必ず農地へ復元しなければなりません。



許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかった場合は・・・

無断で農地を転用した場合や、転用許可の事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復などの命令をする場合があります。（農地法第51条）また、違反転用は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下）という罰則の適用もあります。（農地法第64条、第67条）

農地の貸し借りは農地バンクで!!

「年をとって農業ができなくなりそう」「後継者がいない」など、農地のことで困っている方
「農地を増やしたい」「集積・集約化したい」など、規模拡大や効率化を図っていきたい方
公的機関の静岡農地バンクが間に入って農地の貸し借りをを行います。



出し手のメリット

- ・安心して農地を貸すことができます。
- ・賃借料は静岡県農地バンクを通じて確実に受け取れます。
- ・契約期間終了後、農地は確実に戻ります。

受け手のメリット

- ・経営規模の拡大や集約化ができます。
- ・借入期間中は安心して耕作できます。
- ・契約と賃借料の支払いは、静岡県農地バンク1か所だけで済みます。

農地の賃借料情報

農業委員会では賃借料の参考になるよう市内農地の賃借料情報を公表しています。双方で話し合いを行い、農業経営にあった適正な賃借料を定めてください。

なお、売買価格には特に定めはありません。

菊川市賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

	平均額	最高額	最低額	件数(筆数)
水 稲	4,500円	6,000円	2,000円	492
露地野菜	5,000円	8,000円	2,000円	193
茶	6,200円	10,000円	2,500円	89

※金額は、四捨五入し100円単位としています。

※特別な事情の下で取引されたと推測されるデータ(分類された作物ごとの全賃借料データの平均値×70パーセントを超えるもの)を除外しています。※賃借料が無料や物納は除外しています。

稲わらの適正な管理について

台風などの災害に備えて・・・

昨年台風15号が上陸し、菊川市では甚大な被害が発生しました。水稻の収穫時期と重なったこともあり、稲わらが道路や排水路を塞ぎ市民生活に重大な支障をきたしました。大雨や台風の襲来はこれからも予想されます。水稻農家の皆様には稲わらを長期間放置せず収穫後速やかに土にすきこむ、ほ場外へ搬出するなど迅速な対応をお願いします。



道路等に蓄積した稲わら



野焼きは原則禁止です

『野焼き』は野外で行う焼却行為のことを指し、法律で原則禁止していますが、稲わらの焼却など農業経営上止むを得ない場合は除外されています。しかしながら、止むを得ない場合でも周辺地域の生活環境へ影響がないようにできるだけ配慮した行為であるよう留意することとされています。



「洗濯物に煙の臭いがついて困る。」「煙を吸って体調が悪くなった。」といった問い合わせが市役所に寄せられています。風向きや時間帯を考慮し、また近隣の方に事前に周知しておくなど、周辺的生活環境が保全されるよう、配慮をお願いします。

野焼きによって、火災と紛らわしい煙が発生する場合は、消防署にあらかじめ届出書を提出してください。

問い合わせ 菊川市役所農林課(☎0537-35-0938)・環境推進課(☎0537-35-0916)

農業者を支援する補助金を紹介します

菊川市地域特産物推進事業交付金

地域特産作物の産地化、ブランド化、生産技術の研究開発を支援するため、対象作物の種苗等購入費の一部を補助する制度です。

【対象者】 ・50アール以上の農地を所有又は耕作している者
・菊川市内の農地で耕作をする者

【対象作物】 ・ちゃ豆 ・オリーブ ・そら豆 ・いちじく ・白ねぎ
(5品目)

【補助率】 ・種苗費等購入費2分の1以内 ・上限額50,000円 ※オリーブのみ100,000円

【申請期限】 ・通年申請可能 ※予算がなくなり次第受付終了



環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

【対象者】

・ 農業者団体（複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織）

・ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者・複数の農業者で構成される法人

【対象事業】

	事業内容	交付単価
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
	堆肥の施用	4,400円/10a
	カバークロップ	6,000円/10a

その他、様々な活動が支援されます。

交付金の活用事例を紹介します

カバークロップで環境保全



【つきの丘環境保全型農業推進協議会】

構成員：7名1社

対象作物：水稻、茶、ブロッコリー、さつまいも

対象活動：カバークロップの作付け、有機農業

つきの丘環境保全型農業推進協議会 会長
黒田 学さん

Q カバークロップとはなんですか？

A 農業で、収穫を目的とするのではなく、土壌を覆うために植えられる植物です。カバークロップには、雑草を防いだり、害虫や病気への予防効果があります。私は、主に土を良くする効果を狙って利用しています。それによって農薬や化学肥料を減らすことが出来るメリットがあります！

Q 取り組もうと思ったきっかけはなんですか？

A 農業を始めて、土づくりが大変だということを感じました。土づくりには堆肥が必要です。それに加えてカバークロップの作付けをすることで、さらに土を良くすることが出来ます。それにより、化学肥料を減らすことが出来ますし、土壌の状態をカバークロップが育つかどうかで目安にすることが出来ます。カバークロップは、近年の豪雨による土壌流出を防ぐことができ、化学肥料や農薬を減らすことで、環境保全にも繋がることから取り組むようにしました。

Q 補助金の良いところを教えてください！

A 種の代金に充てられるのはありがたいです。活動の後押しになります。

Q これからの目標を教えてください！

A カバークロップを活用し、土壌を大切にす農業を続けていきたいと思ひます。

農業者年金で 老後の生活を安心サポート



あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

農業者なら
広く加入できます

年間60日以上
の
農業従事者

国民年金の
第1号被保険者

20歳以上
60歳未満の方

農業者年金のメリット

- 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。
- 終身年金です。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります。
- 税制面で大きな優遇があります。

お知らせ 農業者年金個別相談会を行います

農業者年金は、一定の要件を満たす人には社会保険料控除などの優遇措置があります。
新規加入や加入条件変更について個別に相談できますので、ご利用ください。

- 日時 令和6年1月12日(金) 午前10時30分～午後2時30分
- 場所 菊川市小笠支所
- 申込方法 事前に農業委員会へ電話でお申し込みください
- 問い合わせ・申込先 農業委員会事務局 ☎0537-35-0938



全国農業新聞を購読しませんか？



- ★ 農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★ 毎週金曜日発行
- ★ 購読料1カ月700円
- ★ どこでも読める電子版も配信中

購読の申し込み先 農業委員会事務局 ☎0537-35-0938